平成２８年（フ）第１１３３号
東京都国立市北３丁目22番16―102
債務者　桑山　香織（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４号
栃木県栃木市大宮町1829番地
債務者　石川　雅夫
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１０７０号
東京都小金井市貫井南町４―14―８サンハイツ貫井南322、住民票上の住所東京都三鷹市北野２丁目１番４号こーぽあいりす208
債務者　荒木　　武
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３４８号
神奈川県大和市大和東１丁目12番28号　アーヴァンイースト102
債務者　浦野　清孝
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７６号
東京都あきる野市菅生1435―17、住民票上の住所北海道札幌市豊平区豊平１条６丁目１番７―301号
債務者　田邊　俊一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４１号
静岡県浜松市浜北区貴布祢118番地
債務者　鈴木五十鈴
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
沖縄県中頭郡中城村字久場2038番地　島袋アパート　301号
債務者　砂辺　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０１号
栃木県小山市大字犬塚51番地65　オブコニカ201号、従前の住所茨城県下妻市石の宮33番地１　コーポラス吉田Ｃ201
債務者　古沢真知子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２２７７号
横浜市青葉区松風台１番地15　サンハイム松風台101
債務者　友廣　和子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５８号
横浜市西区平沼１丁目４番17―901号
債務者　平賀　　裕
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６１号
横浜市南区中里１丁目20番25号　スターホームズ弘明寺202
債務者　小林　道代
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３９４号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟202号
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０４号
横浜市磯子区滝頭１丁目７番11号
債務者　山家　　学
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２４４号
横浜市鶴見区生麦４丁目25番36号　ステージワン104
債務者　小島　英美
成年後見人　山本　友也
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１６号
横浜市緑区台村町572番地10　メゾンマルカミ202号
債務者　秋山　久子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部